

地域福祉

【市を取り巻く状況】

- ・ 少子高齢化の進展や核家族化の進行、独居高齢者の増加、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、生活課題や福祉ニーズが多様化する中、自助・共助・公助の役割分担にもとづく多様な団体との連携など、誰もが住み慣れた地域で安心して住みつづけられる仕組みづくりが求められています。
- ・ 東日本大震災を契機として、災害時における高齢者や障がい者などに対する避難支援の仕組みについて市民の関心が高まっています。
- ・ 国は、生活困窮者自立支援法（平成25(2013)年12月）により、生活困窮者の増加に対しセーフティネットの構築に向けた仕組みづくりをはじめています。

【今後のまちづくりに向けた主要課題】

- ・ 地域住民やボランティア団体、福祉関係者、学校、企業など多様な主体との連携、協力により地域における支えあいの仕組みを強化する必要があります。
- ・ 様々な生活上の不安や心配ごとの解消を図る必要があります。
- ・ 生活困窮者の自立を促すための支援を行う必要があります。
- ・ 年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、誰もが安心して暮らせる環境を作る必要があります。

【目指す姿】

- ・ 生活上の不安や課題の解消が図られ、地域で助け合い、支え合う環境が整っています。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方もとづき、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる環境が整っています。

【目指す姿の実現に向けた取り組みの方向性】

- ・ 地域における支えあい活動の担い手の確保や災害時に配慮が必要な人への支援体制の確立などにより地域における支えあいの仕組みの強化を図ります。
- ・ あらゆる市民の生涯にわたる切れ目のない総合的な相談支援体制の充実などにより生活上の不安の解消を図ります。
- ・ 民間事業者のユニバーサルデザインに配慮した取り組みの促進や人にやさしい公共的施設の整備などにより誰にもやさしいまちづくりを推進します。

【まちづくり指標】

指標名	現状値 (H25)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
避難行動要支援者台帳登録者のうち避難支援等関係者が決定した割合	(H26) 63%	100%	100%
ボランティア団体登録者数	2,860人	3,100人	3,300人
市民生活相談窓口相談者のうち、相談結果に満足した割合	(H26) 調査中	100%	100%
生活困窮者に対する自立支援事業により、就労することができた割合	—	25%	50%
誰にもやさしいまちづくり認定件数(累計)	43件	70件	100件

【市民満足度指標】

指標名	現状値 (H25)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
「地域で支え合い、安心して暮らせる環境が整っている」と感じている市民の割合	00%	↗	↗

【施策の概要】

(1) 地域における支えあいの仕組みの強化

- 社会福祉協議会・福祉団体等の福祉関係機関や町内会、民生児童委員などとの協働のまちづくりによる地域福祉体制の整備
- 福祉ボランティア・市民活動団体の育成強化やボランティア活動への参加促進などによる地域ぐるみでの支えあい活動の担い手の確保
- 避難行動要支援者台帳の整備や福祉避難所の指定などによる災害時に配慮が必要な人への支援体制の確立
- 飛騨地域の自治体が連携した結婚相談所の設置や結婚支援イベントの実施などによる結婚支援の推進
- 人権擁護委員と協働した周知・啓発活動などによる人権意識の向上
- 更生保護に取り組む団体への活動支援などによる罪を犯した人の社会復帰や再犯防止の促進
- 福祉センターの整備などによる地域福祉活動の拠点となる施設の確保
- 県やNPO等の関係機関との連携などによるニートやひきこもりの人などに対する社会参加の促進

(2) 生活上の不安の解消

- 福祉サービス総合相談支援センターの設置などによる児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などあらゆる市民の生涯にわたる切れ目のない総合的な相談支援体制の充実
- 生活保護制度の運用や福祉金庫資金の貸付、被災者に対する見舞金の給付、援護資金の貸付などによる経済的支援の充実
- 警察や子ども相談センター等の関係機関との連携などによる女性や子ども・高齢者等に対する不当な行為を根絶する環境づくりの推進
- 犯罪被害者支援センター等の関係機関との連携などによる犯罪被害者・DV（ドメスティックバイオレンス）被害者に対する支援
- 情報通信技術の活用による多様な支援体制の確立

(3) 誰にもやさしいまちづくりの推進

- 施設のバリアフリー化への支援や認定制度などによる民間事業者のユニバーサルデザインに配慮した取り組みの促進
- パンフレットを活用した学校教育や生涯学習などによるユニバーサルデザインの普及啓発
- 歩車共存型道路の整備などによる人にやさしい公共的施設の整備
- 地場産業などとの連携によるユニバーサルデザインに配慮した製品開発の促進

◆ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方。

※用語の解説

◆ 避難行動要支援者

災害が発生、または発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、円滑で迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な人。

◆ 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人。

◆ ニート

高校や大学に通学しておらず、独身であり、ふだん収入になる仕事をしていない15歳以上35歳未満の個人（予備校や専門学校に通学しているものを除く）。

◆ ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）。

◆ DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な関係にあるカップルの間でふるわれる暴力のこと。

児童福祉

【市を取り巻く状況】

- 核家族やひとり親家庭の増加、共働き家庭の増加や就労状況の多様化、地域でのつながりの変化などにより、子どもと子育てを取り巻く環境が複雑化しています。
- 子育てに対する保護者の不安や負担感が増加する一方、幼児期の教育や保育、子育て支援に対するニーズが多様化しています。
- 病気や障がい、経済的理由や家庭環境などから十分に養育ができず、社会的な支援を必要とする家庭が増加しています。
- 発達障がいや重度の障がいがありながら自宅で生活する子どもが増加し、子どもの発達に関する意識の高まりに伴った相談の増加などにより在宅福祉サービスに対するニーズが高まっています。
- 本市の合計特殊出生率は微増しているものの、子どもの人口は減少傾向にあり、今後も少子化が進むことが予測されます。(平成17(2005)年市1.44人 平成24(2012)年市1.66人 国1.41人)

【今後のまちづくりに向けた主要課題】

- 保護者が子育ての喜びを感じることができるよう、地域全体で子どもの育ちと子育て家庭を支えていく必要があります。
- 児童虐待を防ぎ、子どもの養育に対して広く相談できる体制を整備していく必要があります。
- 子どもの障がいに関して相談できる体制を整えるとともに、早期療育や医療行為の必要な特に支援を必要とする子どもに対する在宅福祉サービスなどの体制を整備する必要があります。
- 多様化する家庭・就労環境から求められる保育サービスの提供や、質の高い幼児期の教育や保育の提供のための環境を整備する必要があります。
- 公立保育園の民間移譲など保育園等のあり方について、引き続き検討する必要があります。

【目指す姿】

- 子どもたちが健やかに育ち、笑顔と元気な声がまちにあふれています。
- 地域全体で子どもや子育て家庭を支え、安心して子育てができる環境が整っています。

【目指す姿の実現に向けた取り組みの方向性】

- 子育て不安の解消や児童虐待・非行・障がい等への総合的な支援の推進、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援体制の充実などにより子どもが家庭で安全に生活できる環境を整備します。
- 子どもの遊び場の確保や自主的な活動への支援、親子のふれあいの促進、地域住民が主体的に子育てに参加できる体制の整備などにより子どもが地域で健やかに育つ環境を整備します。
- 子育て世帯への経済的負担の軽減や地域療育システムの充実、ひとり親家庭の自立への支援などにより安心して子育てができる環境を整備します。
- 子どもが健全に育成される幼児教育・保育環境や多様な保育サービスの提供などにより子育てと仕事の調和がとれる環境を整備します。

【まちづくり指標】

指標名	現状値 (H25)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
日中に障がい児を受け入れる福祉サービス事業の利用定員	103人	110人	120人
保育園待機児童数	0人	0人	0人

【市民満足度指標】

指標名	現状値 (H26)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
「子どもが健やかに育つ環境が整っている」と感じている市民の割合	〇〇%	↗	↗

【施策の概要】

(1) 子どもが家庭で安全に生活できる環境の整備

- 家庭児童相談体制の充実などによる子育て不安の解消
- 要保護児童等対策地域協議会や地域自立支援協議会を通じた関係機関との連携強化などによる児童虐待・非行・障がい等の総合的な支援の推進
- 子どもに関する相談窓口の周知や啓発などによる児童虐待の防止
- 保健・福祉・教育の連携などによる子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援体制の充実

(2) 子どもが地域で健やかに育つ環境の整備

- 児童館・児童センターの充実や園庭開放などによる子どもの遊び場の確保や自主的な活動への支援
- つどいの広場や地域子育て支援センターの充実などによる育児相談、情報交換や交流の場の提供
- 絵本の読み聞かせの機会の提供や乳幼児家庭教育学級・子育て講座の開催などによる親子のふれあいの促進
- 子育てサークルや子育てボランティア団体、NPOなどとの協働のまちづくりによる地域住民が主体的に子育てに参加できる体制の整備

(3) 安心して子育てができる環境の整備

- 福祉サービス総合相談支援センターの設置などによる児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などあらゆる市民の生涯にわたる切れ目のない総合的な相談支援体制の充実
- 児童手当の支給や子ども医療費に対する助成、保育料軽減などによる子育て世帯の経済的負担の軽減
- 重症心身障がい等を持つ子どもの生活への支援による在宅福祉サービスの充実
- 療育関係者の連携強化や資質向上、切れ目のない支援などによる地域療育システムの充実
- 関係機関などと連携した総合的な支援体制の確立による児童発達支援の充実
- 児童扶養手当の支給や母子家庭等の医療費に対する助成、職業訓練中の生活支援などによるひとり親家庭の自立への支援

- 母子生活支援施設の整備支援や母子・父子福祉センターの充実などによるひとり親家庭への支援体制の充実
- 遺児激励金の支給などによる交通事故や病気で親等を亡くした子どもへの支援

(4) 子育てと仕事の調和がとれる環境の整備

- 保育園・通園バス等の整備や私立保育園の運営・施設整備への支援などによる幼児期の教育や保育環境の提供
- 低年齢児や障がい児等に対する保育、長時間保育、一時保育、休日保育、病児保育、一時的な養育支援などによる多様な保育サービスの提供
- 保育士の処遇改善や有資格者の登録などによる保育士の確保
- 公立保育園の民間移譲の推進などによる地域のニーズに対応する保育サービスの提供
- 留守家庭児童教室の充実による家庭で保育できない子どもの放課後や長期休暇時における安全な活動の場の提供

※用語の解説

- ◆ 合計特殊出生率
一人の女性が一生に産む子どもの数を示す人口統計上の指標。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳と規定し、それぞれの出生率を算出して、合計したもの。
- ◆ 要保護児童等対策地域協議会
要保護児童等の適切な支援、障がい児等に対する支援方策の検討などについて、関係機関と連携して取り組んでいく協議会。
- ◆ 地域自立支援協議会
障がい児者の生活を支えるために、事業者、教育、医療など関連する分野の関係者による連携や支援の体制に取り組んでいく協議会。

高齢者福祉

【市を取り巻く状況】

- 本市では当面、高齢者の増加が続き、3人に1人が高齢者になると見込まれています。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、地域や世帯内の介護力が低下する一方、介護などの支援を必要とする世帯の増加が予想されています。
- 国は、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を目途に、市町村の実情に応じ、可能な限り住み慣れた地域で、自己の能力に応じた日常生活が送れるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいに関するサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。また、全国的に認知症高齢者の増加が見込まれることを受け、認知症の早期診断、早期対応による在宅ケアの実現を目指しています。
- 要介護(要支援)認定者の増加に伴い、介護施設等で働く介護従事者の不足が懸念されています。

【今後のまちづくりに向けた主要課題】

- 一人ひとりが介護予防の重要性を認識し、高齢になっても出来る限り健康で自立した生活を送ることが出来るための取り組みを充実させる必要があります。
- 支援が必要な高齢者の日常生活を支える担い手として、地域住民やボランティア、元気な高齢者が参加しやすい環境を整備する必要があります。
- 認知症高齢者を支える地域づくりを行うとともに、その権利と財産を守る取り組みを充実させる必要があります。
- 医療と介護などが連携して要介護(要支援)認定者や家族の状況に応じたきめ細かなサービスを提供する必要があります。
- 介護に従事する人材を確保する必要があります。
- 豊かな知識と経験を持つ高齢者が、地域社会の中で活躍できる場を整える必要があります。

【目指す姿】

- 高齢者が心身ともに健康で、住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。
- 介護や支援の必要な高齢者が、心身の状態に応じて必要なサービスを利用しながら安心して暮らしています。
- 元気な高齢者が経験や能力を活かしながら、地域の様々な分野で活躍しています。

【目指す姿の実現に向けた取り組みの方向性】

- 生活実態に応じたサービスの提供や在宅介護の支援などにより住み慣れた地域での生活を支援します。
- 医療・介護・福祉・地域の連携強化や高齢者きめ細かな相談支援の推進などにより地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 元気な高齢者が生活支援の担い手として参加できる仕組みの構築や市民の自主的な予防活動の支援などにより介護予防を推進します。
- 認知症高齢者を支える地域づくりの推進や認知症の早期発見・早期診断体制の充実などにより認知症高齢者の支援を行います。

- 必要な介護サービスの確保やサービスの質の向上などにより介護保険制度を円滑に運営します。
- 交流の促進や生きがいづくり活動の支援などにより生涯現役世代として活躍の場を創出します。

【まちづくり指標】

指標名	現状値 (H25)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
新たに要介護(要支援)認定を受ける高齢者の平均年齢	男78.45歳 女80.95歳	79歳 82歳	80歳 83歳
ボランティア活動を行う高齢者数(年間)	800人	1,000人	1,100人
介護予防活動を行う自主活動グループに参加する高齢者数	3,923人	5,000人	6,000人
市民に占める認知症サポーター養成講座の受講者の割合	1.9%	5%	8%
要介護認定率	18.2%	19.5%以下	21.4%以下

【市民満足度指標】

指標名	現状値 (H26)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
「高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境が整っている」と感じている市民の割合	00%	↗	↗

【施策の概要】

(1) 住み慣れた地域での生活の支援

- 福祉サービス総合相談支援センターの設置などによる児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などあらゆる市民の生涯にわたる切れ目のない総合的な相談支援体制の充実
- 食事や買い物、除雪など生活実態に応じたサービスの提供
- 自主運行バスの運行や高齢者バス優待券の利用助成などによる外出の支援
- 地域やボランティア団体、NPOなどとの協働のまちづくりによる日常生活への支援体制の整備
- 心身の状態に応じた住宅改修への支援などによる安全な住まいの確保
- 地域や事業所と連携した見守り活動や緊急通報システムの普及などによる緊急時の対応や見守り体制の整備
- 介護用品の給付や介護に関する知識の普及などによる在宅介護の支援

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- 医療・介護関係者のネットワークの構築や地域ケア会議の充実などによる医療・介護・福祉・地域の連携強化

- 地域の特性を考慮した地域包括支援センターの機能強化などによるきめ細かな相談支援の推進

(3) 介護予防の推進

- パンフレットの配布や研修会の開催などによる介護予防意識の向上
- 介護予防ボランティアの育成などによる元気な高齢者が生活支援の担い手として参加できる仕組みの構築
- ボランティア団体や介護サービス事業者等との協働などによる新たな介護予防サービスの推進
- 適切な介護予防ケアマネジメントによる心身の状態に応じた介護予防メニューの提供や自主活動グループへの支援などによる介護予防の推進
- 要介護（要支援）状態となる可能性が高い高齢者の早期発見による介護予防活動への参加促進

(4) 認知症高齢者の支援

- 認知症サポーターの養成や認知症に関する情報の提供などによる地域で認知症高齢者や家族を支える意識の醸成
- 認知症ケアパスの普及などによる認知症の早期対応に向けた体制の整備
- 成年後見制度の普及・啓発や制度利用への支援、後見業務を行う人材の育成などによる認知症高齢者の権利擁護の推進

(5) 介護保険制度の円滑な運営

- 所得状況に応じた保険料の設定などによる公平な介護保険の推進
- 介護保険料の負担軽減などによる低所得者や被災者等の介護サービス利用の促進
- 事業者の参入促進などによる必要な介護サービスの確保
- 関係機関や近隣自治体との連携などによる介護人材確保の促進
- 介護事業者・従事者への指導や研修会の開催などによる介護サービスの質の向上

(6) 生涯現役世代としての活躍の場の創出

- 老人福祉センター等の高齢者の集いの場の提供などによる閉じこもりの予防と交流の促進
- 健康農園の提供や長寿会への支援などによる高齢者の生きがいづくり活動の推進
- 人材登録制度の創設などによる高齢者の経験や能力を活かす体制の整備
- 職業紹介やシルバー人材センターへの支援などによる高齢者の技術や経験の活用促進

※用語の解説

- ◆ **地域包括ケアシステム**
重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制。
- ◆ **地域包括支援センター**
地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために公正・中立な立場から(1)総合相談支援、(2)虐待の早期発見・防止などの権利擁護、(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援、(4)介護予防ケアマネジメントの4つの機能により必要な援助や支援を包括的に担う地域の中核となる機関。
- ◆ **介護予防ケアマネジメント**
介護予防・生活支援を目的に心身の状況などに応じて、適切な事業が包括的・効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うこと。
- ◆ **地域ケア会議**
地域包括支援ネットワークの構築に向け、地域の保健・医療・福祉の関係者などをメンバーとして定期的に開催する会議。
- ◆ **認知症サポーター**
認知症の基礎知識を身につけ、地域で認知症の人を支える市民。
- ◆ **認知症ケアパス**
認知症の症状進行に合わせた適切な医療・介護サービスの提供の流れを標準的に示すもの。
- ◆ **成年後見制度**
認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、その権利を守る援助者（成年後見人など）を選定し、その人を法律的に支援する制度。

障がい者福祉

【市を取り巻く状況】

- ・ 国は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17(2005)年）などにおいて、障がい者の社会参加の機会の確保、地域社会における共生、社会的障壁の除去及び虐待の防止と権利擁護などを基本理念として掲げています。
- ・ 本市の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数や自立支援医療の受給者数は年々増加傾向にあります。
- ・ 障がい者の家族からは、生涯にわたる（親亡き後においても）経済的自立と住まいの確保の問題が提起されており、社会活動への参加を含めた就労場所の確保や地域において住み続けられる環境の整備が求められています。

【今後のまちづくりに向けた主要課題】

- ・ 障がいの状態に応じた様々な相談ができる体制の充実や適正な障がい福祉サービスを提供する必要があります。
- ・ 就労をはじめとした日中活動の場の確保など、生活の自立に向けた取り組みをすすめる必要があります。
- ・ 生涯にわたり安心して暮らすことができる住まいの確保に取り組む必要があります。
- ・ 障がい者虐待や差別など障がい者の権利が損なわれることのないよう、権利擁護体制を充実する必要があります。
- ・ 社会参加や余暇活動の支援をする必要があります。

【目指す姿】

- ・ 障がい者が心身の状態に応じて生涯にわたって切れ目のないサービスを受けられる環境が整っています。
- ・ 障がい者が地域で支えられながら積極的に社会参加し、自立して暮らしています。

【目指す姿の実現に向けた取り組みの方向性】

- ・ 様々な問題に対応できる相談の場の確保や相談支援事業所の対応能力の向上などにより相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がいの程度に応じたサービスの提供や医療依存度が高い在宅障がい者の一時的な受入れ先の確保などにより障がい者福祉サービスの充実を図ります。
- ・ 経済的負担の軽減などにより生活の自立に向けた支援を行います。
- ・ グループホームをはじめとした住宅の充実などにより住まいの確保を促進します。
- ・ 虐待や差別に対する相談支援体制の強化などにより障がい者の権利擁護の充実を図ります。
- ・ 外出や社会参加時の移動手段や交流の場の確保などにより障がい者の社会参加を支援します。

【まちづくり指標】

指標名	現状値 (H25)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
医療依存度の高い在宅の障がい者が一時的に医療機関、福祉施設を利用した数（年間）	0人	5人	5人
障がい者福祉施設利用者の一般就労への移行数（年間）	12人	23人	30人
障がい者福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行数（年間）	5人	8人	10人

【市民満足度指標】

指標名	現状値 (H26)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
「障がい者が必要な支援を受け、自立して暮らせる環境が整っている」と感じている市民の割合	00%	↗	↗

【施策の概要】

（1）相談支援体制の充実

- 福祉サービス総合相談支援センターの設置などによる児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などあらゆる市民の生涯にわたる切れ目のない総合的な相談支援体制の充実
- 相談支援事業所や相談員の設置などによる様々な問題に対応できる相談の場の確保
- 相談支援に関する情報交換や研修などによる相談支援事業所の対応能力の向上

（2）障がい福祉サービスの充実

- 適正な障がい支援区分の認定による障がいの程度に応じたサービスの提供
- 日常生活に必要な補装具や用品の支給などによる日常生活の支援
- 医療機関、福祉施設、訪問看護事業者等との連携などによる医療依存度が高い在宅障がい者の一時的な受入れ先の確保
- 障がい福祉施設の整備の促進

（3）生活の自立に向けた支援

- 障がい者福祉手当等の給付や重度等障がい者医療費及び障がい者の就労支援サービス等の自立支援給付の自己負担に対する助成などによる経済的負担の軽減
- 障がい者の就労に関するスキルアップへの支援や職親制度の活用、指定管理者等における雇用促進などによる経済的自立の支援
- 障がい者就労施設等からの物品調達の推進や商品開発と販路拡大のための研修・研究などへの支援

（4） 住まいの確保の促進

- グループホームを運営する事業者や新規参入を希望する事業者の施設整備への支援による住宅の充実
- 障がい者の生活に対応した住宅の改造に対する相談や必要な資金の貸付・助成

（5） 権利擁護の充実

- 障がい者虐待相談窓口や関係機関との連携などによる障がい者虐待や差別に対する相談支援体制の強化
- 成年後見制度の普及・啓発や制度利用への支援、後見業務を行う人材の育成などによる判断能力が低下した障がい者の権利擁護の推進

（6） 社会参加の支援

- 障がい者の就労時間以外の生活に関する指導などによる余暇活動の支援
- スポーツ・レクリエーション活動など余暇活動を行う場や参加機会の充実
- 手話通訳奉仕員・要約筆記奉仕員の養成や手話通訳者養成講座受講者への支援などによるコミュニケーション手段の確保
- 耳マークやほじょ犬マーク等の障がい者に関するマークの普及啓発や障がい者団体等の活動への支援などによる障がいへの理解と配慮の促進
- 自動車の改造やタクシー利用への支援、リフトバス・自主運行バスの運行などによる外出時の移動手段の確保
- 特別な配慮が必要な障がい者の外出に係る費用負担の軽減や身体障がい者福祉センター等の運営などによる交流の場の確保

※用語の解説

- ◆ 障がい福祉サービス
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき給付されるサービス。
- ◆ 耳マーク
聞こえない人々の存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくためのマーク。
- ◆ ほじょ犬マーク
身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマーク。

保健

【市を取り巻く状況】

- ・ 国は、医療・健康戦略により、国民の「健康寿命」の延伸に向けた取り組みをすすめています。また、健康日本21（第2次）を推進するとともに、社会保障制度改革推進法による各種社会保障制度の改革に取り組んでいます。
- ・ 県はヘルスプランぎふ21により、「県民のこころ豊かで充実した生活（生活の質の向上）」、「壮年期死亡の減少」、「健康寿命の延伸」に取り組んでいます。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25（2013）年4月）により、新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症などの予防や拡大防止対策の強化が求められています。
- ・ 団塊の世代の高齢化に伴い、生活習慣病患者数や要介護認定者数が増加しています。

【今後のまちづくりに向けた主要課題】

- ・ 市民が生涯にわたって健康づくりに取り組むことができる環境を整える必要があります。
- ・ 市民が自らの身体の状態を把握し、疾病の予防に取り組むことができる環境を整える必要があります。

【目指す姿】

- ・ 市民が正しい知識を習得し、健康で長生きするための生活習慣が身についています。
- ・ 市民が健康診査などで自らの健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見・治療をしています。

【目指す姿の実現に向けた取り組みの方向性】

- ・ 「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚や心身の健康に関する相談体制の充実、食育の推進などにより健康づくりの支援を行います。
- ・ 母子・成人保健の推進や生活習慣改善の支援、感染症拡大防止の推進などにより予防対策を推進します。

【まちづくり指標】

指標名	現状値 (H25)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
運動習慣者(30分・週2回以上の運動を1年以上継続している人)の割合(20歳～64歳)	20.6%	34%	34%
がん(胃・大腸・肺・乳・子宮頸がん)検診受診率	39.9%	50%	50%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(対平成20(2008)年度)	18.0%	25%	25%
定期予防接種率(A類疾病)	78.7%	95%	95%

【市民満足度指標】

指標名	現状値 (H26)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
「主体的な健康づくりや病気の予防に取り組む環境が整っている」と感じている市民の割合	00%	↗	↗

【施策の概要】

(1) 健康づくりへの支援

- 健康づくり団体やスポーツ関連団体との協働などによる健康づくり活動の推進
- 市民健康まつりや健康教育・講座などによる「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚
- 精神保健についての講演会などによるメンタルヘルスに関する知識の普及
- 専門職を配置した相談日の開設などによる心身の健康に関する相談体制の充実
- 食生活改善推進員の育成や活動への支援などによる食育の推進
- 特定不妊治療にかかる費用や借入れ時の利子への支援などによる出産を望む夫婦の経済的負担の軽減
- 乳幼児相談や妊婦・赤ちゃん教室、家庭訪問などによる子どもの発達に応じた育てる力の向上の支援

(2) 予防対策の推進

- 妊婦・乳幼児健康診査の充実や新生児聴覚検査などによる母子保健の推進
- 保健・福祉・教育の連携などによる子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援体制の充実
- がん検診や健康診査の充実などによる成人保健の推進
- 学校・職場健康診査結果の活用などによる生涯を通じた健康管理の支援
- メタボリックシンドローム該当者等への保健指導などによる生活習慣改善の支援
- 定期予防接種の実施や基本的な感染防止策の普及などによる感染症予防の推進
- 新型インフルエンザ等の感染予防資材の備蓄・管理などによる感染症拡大防止の推進

※用語の解説

- ◆ **メタボリックシンドローム**
内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態。

医療

【市を取り巻く状況】

- ・ 高齢化、生活習慣病の増加などに伴い、住み慣れた地域で必要な医療サービスを受けつつ、安心して自分らしく過ごす「生活の質」を重視する医療の推進が求められています。
- ・ 医師の地域偏在・診療科目偏在など、医師不足は依然として厳しい状況にあります。
- ・ 救急外来については、比較的軽症な疾病であっても、休日夜間に気軽に利用される場合が多くみられ、医療スタッフの負担増に繋がっています。
- ・ 市町村国民健康保険制度では、高齢化や医療費の高額化に見合う保険料収入の確保が困難であり、構造的に財政基盤が不安定となっています。
- ・ 後期高齢者医療制度では、被保険者数の増加と医療の高度化による医療費の増加などにより、安定的な制度運営が懸念されています。

【今後のまちづくりに向けた主要課題】

- ・ 必要な診療科の医師を確保する必要があります。
- ・ 地域性を考慮した医療体制の整備に取り組む必要があります。
- ・ 医療機関、市民、行政それぞれの役割を市民に周知し、医療及び救急の適正な利用について啓発する必要があります。
- ・ 医療施設の老朽化に対応し、施設整備を行う必要があります。
- ・ 医療費の増加や保険料収入の減少に対応できる、安定的な医療保険制度を運営する必要があります。

【目指す姿】

- ・ 関係医療機関等の連携や環境整備が図られ、市民が良質で適切な医療サービスを受けることができる体制が整っています。

【目指す姿の実現に向けた取り組みの方向性】

- ・ 医療従事者の確保や疾病の早期発見・早期治療の促進、在宅医療提供体制の充実、へき地医療体制の確保などにより地域医療体制の充実を図ります。
- ・ 救急医療体制の確保や休日夜間における市民の健康不安の解消などにより救急医療体制の充実を図ります。
- ・ 医療保険財政基盤の安定化や医療費の抑制などにより医療保険制度の円滑な運営を行います。

【まちづくり指標】

指標名	現状値 (H26)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
かかりつけの医師を持っている人の割合 (アンケート調査)	—	70%	80%

【市民満足度指標】

指標名	現状値 (H25)	中間目標 (H31)	目標 (H36)
「安心して医療を受けられる環境が整っている」と感じている市民の割合	〇〇%	↗	↗

【施策の概要】

(1) 地域医療体制の充実

- 中核病院における医療施設・機器の整備や病院内保育所の運営への支援などによる医療確保のための環境整備の推進
- 県・医療系大学・県内病院との情報共有や育成活動、登録制度などによる医療従事者の確保
- 普段から病気や健康状態の相談ができるかかりつけ医・歯科医、かかりつけの薬局を持つことの普及啓発などによる疾病の早期発見・早期治療の促進
- 県・中核病院・医師会・歯科医師会・薬剤師会や保健・福祉分野を含めた多職種連携などによる在宅医療提供体制の充実
- 直営診療所の運営や整備、中核病院との連携などによるへき地医療体制の確保

(2) 救急医療体制の充実

- 休日診療所の運営や在宅当番医制・病院群輪番制病院、救命救急センターの運営支援などによる救急医療体制の確保
- 24時間電話医療相談窓口（健康・医療相談ダイヤル24）の利用啓発などによる休日夜間における市民の健康不安の解消
- 救急医療の安易な受診をなくす意識啓発などによる適正な救急医療受診の促進

(3) 医療保険制度の円滑な運営

- 適正な資格管理に基づく保険料賦課・徴収やきめ細かな収納対策、国民健康保険制度の広域化に向けた取り組みなどによる医療保険財政基盤の安定化
- 医療費通知や後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知、制度の周知などによる医療費の抑制

※用語の解説

- ◆ 在宅当番医制
当番医院を決めて休日（日曜・祝日・年末年始）に救急患者の対応をする制度。
- ◆ 病院群輪番制
救急車により直接搬送されてくる、又はかかりつけ医などの初期救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するための医療機関を整備している制度。

◆ 後発医薬品

先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品。ジェネリック医薬品とも言う。